

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題1 飼い主のいない猫問題対策

○ 飼い主のいない猫のセンターへの収容頭数は減少傾向にあるものの、年間約300頭が収容されており、特に収容頭数の多くを占める子猫の収容を減らすための施策が必要である。

【猫の収容頭数】

年 度	27	28	29	30	1	2
成 猫	119	135	150	125	87	78
子 猫	434	332	385	471	328	283
合 計	553	467	535	596	415	361

● 具体的施策（実施内容）

【新規】 飼い主のいない猫の子猫を減らしていくための方法として、TNR活動への支援の検討など不妊去勢手術の推進

【新規】 飼い主のいない猫への不妊去勢手術などに関する啓発の実施

○ 飼い主のいない猫問題対策のひとつである地域猫活動について、地域の事情により取組みが進まない地域があることから、活動のあり方や地域の状況に応じた支援策を検討する必要がある。

【地域猫活動への支援の実績】

年 度	27	28	29	30	1	2
手術頭数	388	128	87	96	247	294
新規支援地域数	10	3	2	3	5	9
更新支援地域					5	5

支援の変更点（令和元年度～）

・ 名称 : 指定地域 → 支援地域

・ 支援期間：原則1年間 → 1年毎の更新制
※活動状況を審査

● 具体的施策（実施内容）

【継続】 地域猫活動地域の実態調査と成果検証

【継続】 地域猫活動地域への支援方法を検討

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題1 飼い主のいない猫問題対策

○ 飼い主のいない猫に関する苦情が依然として数多く寄せられており、特に申し立ての多い不適切な餌やり行為に対する効果的な啓発や指導方法の確立が必要とされる。

改正動物愛護管理法

25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、**必要な指導又は助言をすることができる。**

- 動物の頭数に関わらず、飼い主のいる動物だけでなく飼い主のいない動物の管理者等に対する指導助言等が可能となった。
- 以前から苦情のあった不適切な給餌者に対し指導助言を行っているが、改善に至らない事例も多い。



啓発チラシ（例）

● 具体的施策（実施内容）

【継続】 不適切な給餌行為者等への効果的指導啓発方法の検討

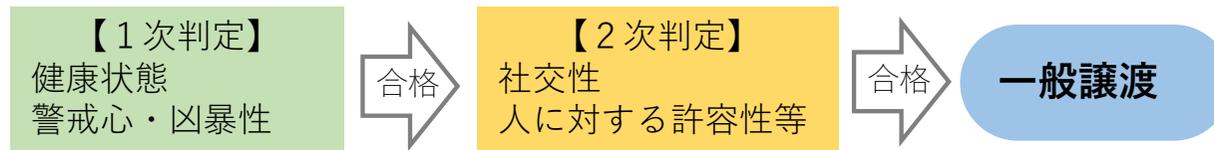
【新規】 指導対応マニュアルの策定

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題2 犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討

○センターに収容された犬猫の譲渡について、手続きの透明性を高めるとともに、最新の知見に基づいた譲渡方法を確立する必要がある。

・判定の流れ



※不合格となった場合は、団体への譲渡などを検討。
譲渡が適切でないと判断した場合は殺処分となる。

● 具体的施策（実施内容）

- 【継続】 有識者の助言等による譲渡適性判定基準の見直し
- 【新規】 譲渡実施マニュアルの見直し

○実質的殺処分ゼロの取り組みを進めるにあたり、譲渡不適の考え方や、やむを得ない殺処分のあり方について整理する必要がある。

・環境省「動物愛護管理行政事務提要の殺処分の分類」【参考資料1】

- ① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適正な飼養管理が困難）
- ③ 引取り後の死亡

● 具体的施策（実施内容）

- 【新規】 譲渡不適と判定された犬猫のトレーニング等の導入の検討
- 【新規】 一般家庭に順応させるための預かりボランティア制度の検討
- 【新規】 トライアル制度の導入の検討

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

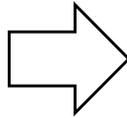
課題3 多頭飼育問題対策

○多頭飼育問題の傾向として、高齢者の占める割合が多く、特に多頭飼育による近隣からの苦情や飼い主の入院や死亡に伴う猫の引取り相談等が後を絶たない。今後、高齢者の多頭飼育問題対策のため、高齢者福祉担当部署との連携を図る必要がある。

- ・多頭飼育問題の事例と社会福祉部署からの意見【参考資料2】
- ・環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」（令和3年3月）

問題の3つの影響

- ・飼い主の生活状況の悪化
- ・動物の状態の悪化
- ・周辺的生活環境の悪化



対策の3つの観点

- ・飼い主の生活支援
- ・動物の飼育状況の改善
- ・周辺的生活環境の改善

- ・古賀市の取組み「ペットと暮らすシニアの備えサポート」
ケアマネージャー等がペットを飼育している高齢者を訪問した際、チェックシートにより状況を確認。必要に応じて動物担当部署に連絡し、後日、動物担当と登録ボランティア等が高齢者を訪問し、必要なアドバイスを行う。

●具体的施策（実施内容）

- 【継続】 高齢者福祉などの部署と連携し多頭飼育者またはそのおそれのある者の早期発見
- 【継続】 各区役所等からの情報により調査・指導を実施
- 【新規】 高齢者福祉担当部署やいきいきセンターとの連携体制の整備

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題3 多頭飼育問題対策

○多頭飼育の実態を把握するため、多頭飼育届出制の推進や市民への効果的な啓発方法の確立が必要とされる。

- ・福岡市の多頭飼育届出制の内容
対象頭数：犬5頭以上または猫10頭以上（犬猫合計10頭以上）
届出事項：飼育場所、飼育数、不妊去勢の有無、排せつ物の処理方法、周辺生活環境の保全措置
- ・多頭飼育届出制度の認知状況（「ペットに関する市民意識調査」結果）
知っていた 1.6%、知らなかった95.0%

●具体的施策（実施内容）

- 【継続】 多頭飼育の防止方法や発生する問題についての周知
- 【新規】 多頭飼育届出制の推進
- 【新規】 多頭飼育問題解決のため支援策の検討

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題4 動物取扱業の監視指導

○市内の第一種動物取扱業数は増加傾向にあるが、動物愛護管理法の改正により、具体的な飼養管理基準が規定されるなど、動物取扱業に係る規制が強化されたことから、動物取扱業者に対する効果的な監視指導方法を検討する必要がある。

- ・環境省「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」抜粋

【参考資料3】

遵守基準：満たしていない場合は法違反

理想的な飼養管理の考え方：より質の高い飼養管理

●具体的施策（実施内容）

【継続】 行政処分取扱要綱の策定

【新規】 動物取扱業者指導要綱の策定

【新規】 犬猫パートナーシップ店の推進など自主努力の取り組みの促進

課題5 マイクロチップ装着の推進

○飼い主不明としてセンターに收容される犬猫の多くに所有者明示がされておらず、特に猫の返還率が低い状況にある。動物愛護管理法の改正により、マイクロチップの装着が犬猫の所有者の努力義務とされたことから、犬猫の遺棄防止や逸走時の返還率向上のため、マイクロチップ装着を推進していく必要がある。

【福岡市内の犬猫のマイクロチップ装着頭数】

年 度	30	1	2
犬	15,124	18,537	20,590
猫	5,513	7,537	8,763

マイクロチップが装着されていても、連絡先等の変更がされていないために、飼い主に連絡がつかず、返還できないケースがある。

●具体的施策（実施内容）

【継続】 所有者明示とマイクロチップ装着の必要性の周知

【新規】 住所変更等の手続きの周知

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題6 犬の登録及び狂犬病予防注射実施率の向上

○市内の犬の新規登録頭数は増加しているが、狂犬病予防注射実施率は低迷傾向にあることから、市民への登録及び狂犬病予防注射の徹底について、効果的な啓発指導方法を確立する必要がある。

現在の主な啓発方法

- ・ 集合注射案内はがきの送付（登録している犬の飼い主）
- ・ 市政だよりへの集合注射の案内記事の掲載（市民一般）
- ・ 愛犬手帳の配布（新規登録した犬の飼い主）
- ・ 啓発チラシの配布（イベントなどの来場者等）
- ・ ホームページ（市民一般）

●具体的施策（実施内容）

【継続】 狂犬病の正しい知識の啓発

【継続】 飼い主が集まる場所での指導啓発（ペットショップなどの動物取扱業や動物病院など）

○飼育実態のない犬の登録台帳が存在するため、犬の死亡届や住所変更手続きの徹底について飼い主に対し周知を行う必要がある。

- ・ 飼育実態のないデータの存在により、正確な狂犬病予防注射実施率が把握できない。

●具体的施策（実施内容）

【新規】 飼育実態のない登録データの整理

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題7 動物関係団体等との連携

○センター収容犬猫の譲渡推進のため、譲渡団体との連携強化や、犬猫パートナーシップ店、譲渡サポート店制度、ミルクボランティア制度を推進していく必要がある。

- ・大型、臆病、高齢、軽度の疾病などがある犬猫は譲渡希望者が少なく、譲渡までに時間がかかる。

●具体的施策（実施内容）

【継続】譲渡事業、啓発事業などの共働実施

【新規】犬猫パートナーシップ店、譲渡サポート店の推進

○センターの取り組みに協力する一般ボランティアの参加を増やすため、ボランティアの役割や内容を明確にし、参加しやすい仕組みや環境を整備する必要がある。

- ・活動に参加するボランティアが限られている。
- ・ボランティアが参加する活動内容が収容犬の散歩やイベントの受付などに限られている。

●具体的施策（実施内容）

【継続】ボランティアの参加機会の拡大

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策

課題8 危機管理対策

○災害発生時の具体的な対応方針を定めた「福岡県災害時ペット救護マニュアル」に基づき、危機管理部署や福岡市獣医師会、動物関係団体との役割を明確にする必要がある。

- ・「福岡県災害時ペット救護マニュアル」【参考資料4】
- ・「避難所運営の手引き」【参考資料5】

●具体的施策（実施内容）

【継続】 災害発生時対応マニュアルの策定

【継続】 獣医師会や関係団体等と連携し、被災した動物の救護等の体制を整備

【新規】 危機管理担当など関係部署との連携強化

○狂犬病発生時に迅速にまん延防止対策を実施できるよう、平常時から福岡市獣医師会など関係機関と連携した備えを行う必要がある。

- ・福岡市「狂犬病対応マニュアル」【参考資料6】

●具体的施策（実施内容）

【継続】 狂犬病発生を想定した演習の実施